

地方税法の一部改正（H24.4.1）による  
東日本大震災の被災者への県税の軽減措置等の概要

【不動産取得税】

（１）居住困難区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

東日本大震災に関し、避難指示区域のうち、当面の居住に適さない区域として、総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に所在した家屋（居住困難区域内家屋）の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合において、当該家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

（２）居住困難区域に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、居住困難区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合において、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

（３）居住困難区域内農地に代わる農地に係る特例

居住困難区域内に所在していた農地の所有者等が当該農地に代わる農地を居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間に取得した場合等において、当該農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

改正前の地方税法に基づく警戒区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の特例措置については、警戒区域を設定することの指示が解除された日から起算して3月（新築家屋は1年）を経過する日までの間に新たに取得された家屋について引き続き適用があること。

【自動車取得税】

（１）自動車持出困難区域内自動車の代替自動車の取得の非課税

東日本大震災に関し、避難指示区域であって平成24年1月1日時点での警戒区域のうち、立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域外に移動させることが困難な区域として、総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）にある自動車（自動車持出困難区域内自動車）で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

警戒区域内に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わる自動車に対して課する自動車取得税については、改正前の地方税法第52条に基づく特例措置が引き続き適用されること。

## 【自動車税】

### ( 1 ) 自動車持出困難区域内自動車に係る自動車税の特例

自動車持出困難区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日にさかのぼって自動車税が課されないようにする特例を講じる。

### ( 2 ) 自動車持出困難区域内自動車の代替自動車に係る自動車税の非課税

自動車持出困難区域内自動車の代替自動車に係る平成 24 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

警戒区域内に係る対象区域内用途廃止等自動車に代わる自動車に対して課する自動車税については、改正前の地方税法第 54 条に基づく特例措置が引き続き適用されること。